

# 令和3年草加市議会 2月定例会提出議案及び報告

- ・ 提出議案及び報告一覧
- ・ 概要

議案数		報告数	
補正予算	5件		
当初予算	10件		
条例	12件	専決処分(損害賠償)	2件
人事	3件	事業計画	3件
	30件		5件

2021年2月

# 令和3年草加市議会2月定例会 提出議案・報告一覧

## 議案

### (補正予算)

- 第 3 号議案 令和2年度草加市一般会計補正予算(第16号)  
第 4 号議案 令和2年度草加市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)  
第 5 号議案 令和2年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)  
第 6 号議案 令和2年度草加市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)  
第 7 号議案 令和2年度草加市立病院事業会計補正予算(第3号)

### (当初予算)

- 第 8 号議案 令和3年度草加市一般会計予算  
第 9 号議案 令和3年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計予算  
第10号議案 令和3年度草加市駐車場事業特別会計予算  
第11号議案 令和3年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計予算  
第12号議案 令和3年度草加市国民健康保険特別会計予算  
第13号議案 令和3年度草加市介護保険特別会計予算  
第14号議案 令和3年度草加市後期高齢者医療特別会計予算  
第15号議案 令和3年度草加市水道事業会計予算  
第16号議案 令和3年度草加市立病院事業会計予算  
第17号議案 令和3年度草加市公共下水道事業会計予算

(P. 1~13)

- 第18号議案 草加市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………P. 14

会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任用方法等に応じた方法で実施することを可能とするものです。

- 第19号議案 草加市職員の特殊勤務手当に関する条例及び草加市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………P. 14

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正等に伴い、関係条例中の条文を整えるものです。

- 第20号議案 草加市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について……………P. 15

平成30年3月31日をもって廃止した草加市交通災害共済事業の経過措置期間に係る事務の終了により、草加市交通災害共済事業特別会計を廃止するものです。

**第 2 1 号議案 草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………P. 15**

建築基準法の一部改正に伴い、居住環境向上用途誘導地区内及び特定用途誘導地区内における建築物の特例許可の申請に対する審査手数料を新設するとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定申請、建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請等に対する審査手数料の一部を見直すものです。

**第 2 2 号議案 草加市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………P. 19**

当該事業の基準を定める省令の一部改正に鑑み、放課後児童支援員認定資格研修の実施主体を追加するものです。

**第 2 3 号議案 草加市こども医療費支給に関する条例及び草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について P. 20**

健康保険法等の一部改正に伴い、こども医療費及び重度心身障害者医療費に係る医療保険等の被保険者資格の確認方法を見直すものです。

**第 2 4 号議案 草加市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について……………P. 20**

高齢化の進展、平均寿命の延伸等の状況に鑑み、敬老祝金の支給対象年齢を見直すものです。

**第 2 5 号議案 草加市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………P. 21**

介護保険法施行令の一部改正等に伴い、介護保険料段階の判定に用いる合計所得金額に係る控除及び基準所得金額の見直し等を行うとともに、第 8 期草加市介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料率の改定等を行うものです。

**第 2 6 号議案 草加市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………P. 23**

当該事業の基準を定める省令の一部改正に鑑み、指定居宅介護支援等の事業における利用者の虐待防止、感染症対策、感染症発生時等の指定居宅介護支援の継続的实施等に係る基準を新たに定めるものです。

**第 2 7 号議案 草加市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………P. 24**

当該事業の基準を定める省令の一部改正に鑑み、指定介護予防支援等の事業における利用者の虐待防止、感染症対策、感染症発生時等の指定介護予防支援の継続的实施等に係る基準を新たに定めるものです。

**第28号議案 草加市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について P. 25**

当該事業の基準を定める省令の一部改正に鑑み、指定地域密着型サービスの事業における認知症への対応の強化、利用者の虐待防止、感染症対策、感染症発生時等の指定地域密着型サービスの継続的实施等に係る基準を新たに定めるものです。

**第29号議案 草加市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………P. 26**

当該事業の基準を定める省令の一部改正に鑑み、指定地域密着型介護予防サービスの事業における認知症への対応の強化、利用者の虐待防止、感染症対策、感染症発生時等の指定地域密着型介護予防サービスの継続的实施等に係る基準を新たに定めるものです。

- 第30号議案 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて……P. 27**  
**第31号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて……P. 27**  
**第32号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて……P. 28**

**報告**

- 第1号報告 専決処分の報告について（市の管理瑕疵による事故の損害賠償）**  
**第2号報告 専決処分の報告について（市の管理瑕疵による事故の損害賠償）**  
**第3号報告 令和3年度草加市土地開発公社事業計画書及び予算書の提出について**  
**第4号報告 令和3年度公益財団法人草加市スポーツ協会事業計画書の提出について**  
**第5号報告 令和3年度公益財団法人草加市文化協会事業計画書の提出について**  
(P. 28)

**議 案**

**第3号議案** 草加市一般会計補正予算（第16号）

補正前の歳入・歳出予算額	115,885,988千円		
歳入・歳出補正予算額	△ 200,097千円	うち臨時交付金	742,925千円
補正後の歳入・歳出予算額	115,685,891千円		

補正予算の主な内容

歳 入 ※丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したものを。 (千円)

款	補正額	主 な 内 容	
13 使用料及び手数料	△ 702	①自然の家使用料	△ 702
14 国庫支出金	1,019,897	②新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (総合政策課)	15,747
		③個人番号カード交付事業費補助金	29,508
		④新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (危機管理課)	△ 10,015
		⑤新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (新型コロナウイルス対策課)[総務費]	20,384
		⑥新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (子ども育成課)	13,549
		⑦新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 (新型コロナウイルス対策課)	35,636
		⑧新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (新型コロナウイルス対策課)[衛生費]	26,000
		⑨新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (産業振興課)	491,183
		⑩社会資本整備総合交付金(橋りょう整備事業)	△ 2,756
		⑪社会資本整備総合交付金(道路整備事業)	△ 2,526
		⑫社会資本整備総合交付金(都市計画街路整備事業)	△ 15,653
		⑬社会資本整備総合交付金(新田駅東口土地区画整理事業)	209,963
		⑭学校保健特別対策事業費補助金(総務企画課)[小学校費]	15,000
		⑮新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (総務企画課)[小学校費]	15,000
		⑯新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (指導課)[小学校費]	110,771
		⑰学校保健特別対策事業費補助金(総務企画課)[中学校費]	7,800
		⑱新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (総務企画課)[中学校費]	7,800
		⑲新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (指導課)[中学校費]	52,506

(千円)

款	補正額	主 な 内 容
17 寄附金	7,243	⑳被災者支援基金寄附金 79
		㉑保健衛生総務費寄附金 7,164
18 繰入金	△ 1,240,704	・財政調整基金繰入金 △ 1,202,243
		㉒公共施設整備基金繰入金 △ 10,944
		㉓新型コロナウイルス感染症緊急対策基金繰入金 △ 27,517
20 諸収入	177,369	㉔賀詞交歓会費(秘書課) △ 500
		㉕草加八潮消防組合負担金返還金(令和元年度分) (危機管理課) 157,603
		㉖雨水流出抑制施設管理費負担金(河川課) 21,730
		㉗自然の家使用者食事代等(学校施設課) △ 1,464
21 市債	△ 163,200	㉘雨水流出抑制施設負担金事業債(スポーツ振興課) △ 5,800
		㉙雨水流出抑制施設負担金事業債(子ども育成課) △ 13,900
		㉚道路整備事業債 △ 110,100
		㉛水辺環境整備事業債 △ 3,400
		㉜排水路整備事業債 △ 7,600
		㉝排水施設整備事業債 △ 3,900
		㉞雨水流出抑制施設負担金事業債(河川課) △ 17,500
		㉟雨水流出抑制施設負担金事業債(都市計画課) △ 4,300
		㊱新田駅東口土地区画整理事業債 △ 237,900
		㊲氷川町第二次地区整備事業債 △ 4,500
		㊳谷塚松原線街路整備事業債 △ 14,300
	・減収補てん債 260,000	
合 計	△ 200,097	

歳出

(千円)

款	補正額	主 な 内 容	特定財源	
2 総務費	△ 4,521	・賀詞交歓会[秘書課]	㊸	△ 1,281
		・公有財産管理事業[資産活用課]		△ 7,251
		・政策形成事業[総合政策課](財源振替)	㊸㊹	0
		・草加市土地開発公社関係事業[資産活用課]		△ 5,000
		・住民基本台帳事務[市民課]	㊺	29,508
		・バス路線網整備推進事業[交通対策課]		7,200
		・自主防災活動等推進事業[危機管理課]	㊻	△ 15,700
		・被災者支援基金積立金[危機管理課]	㊼	79
		・災害対応(応急)に係る科目存置[危機管理課](財源振替)	㊽	0
		・新型コロナウイルス対策事業[新型コロナウイルス対策課] (財源振替)	㊾㊹	0
		・スポーツ振興事業[スポーツ振興課]	㊿	△ 12,076
3 民生費	△ 63,585	・国民健康保険特別会計繰出金[保険年金課]		△ 21,731
		・児童館・児童センター運営事業[子ども育成課]	㊿	△ 15,568
		・放課後児童健全育成事業[子ども育成課](財源振替)	㊿	0
		・子育て支援センター及び児童発達支援センター運営事業 [子育て支援センター]		△ 21,742
		・冒険遊び場事業[子ども育成課]		△ 390
		・青少年活動推進事業[子ども育成課]		△ 4,154
4 衛生費	33,164	・地域医療体制支援等事業[新型コロナウイルス対策課]	㊿	33,164
		・新型コロナウイルスワクチン接種事業 [新型コロナウイルス対策課](財源振替)	㊿	0
7 商工費	491,183	・新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策事業 [産業振興課]	㊿	491,183

(千円)

款	補正額	主 な 内 容	特定財源	
8 土木費	△ 845,764	・道水路等境界確認事業[建設管理課]		△ 12,000
		・後退用地等整備事業[建設管理課]		△ 5,000
		・草加駅東口駅前広場整備事業[道路整備課]		△ 5,000
		・道路整備事業[道路整備課]	⑪③⑩	△ 158,600
		・橋りょう整備事業[道路整備課]	⑩	△ 12,730
		・水辺環境整備事業[河川課]	③①	△ 5,423
		・排水路整備事業[河川課]	③②	△ 21,815
		・排水施設整備事業[河川課]	③③③④	△ 30,998
		・柿木地区まちづくり推進事業[都市計画課]		△ 9,981
		・獨協大学前(草加松原)駅西側地域まちづくり推進事業 [都市計画課]	③⑤	△ 4,831
		・新田駅東口土地区画整理事業 [新田駅周辺土地区画整理事務所]	⑬③⑥	△ 362,000
		・新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰出金[都市計画課]		△ 79,700
		・氷川町第二次土地区画整理地内環境整備事業[都市計画課]	③⑦	△ 25,386
		・都市計画街路整備事業[道路整備課]	⑫③⑧	△ 32,800
		・公園広場等維持管理事業[みどり公園課]	②②	△ 6,000
・今様・草加宿道路整備事業[道路整備課]		△ 73,500		



(千円)

款	補正額	主 な 内 容	特定財源	
10 教育費	189,426	・奥日光自然の家管理運営事業[学校施設課]	①②⑦	△ 19,451
		・情報教育環境整備事業(小学校)[指導課]	⑬	110,771
		・特色ある学校経営推進事業(小学校)[総務企画課]	⑭⑮	30,000
		・情報教育環境整備事業(中学校)[指導課]	⑲	52,506
		・特色ある学校経営推進事業(中学校)[総務企画課]	⑰⑱	15,600
合 計	△ 200,097			

### ・継続費の補正

分類	事 項 ( 期 間 )	年割額及び総額	
		R元	
変更(既設定分)	スポーツ振興事業(温水プール建替実施設計業務委託)  (補正前:令和元年度 ~ 令和2年度) (補正後:令和元年度 ~ 令和3年度)	R元	16,600千円
		R2	33,199千円
		R3	5,533千円
		総額	55,332千円

### ・債務負担行為の補正

分類	事 項 ( 期 間 )	限度額
変更(既設定分)	橋りょう整備事業((仮称)花畑人道橋架橋等工事費負担金) (令和2年度~令和3年度) 【※限度額8,100万円から4,100万円の増】	122,000千円

・繰越明許費の設定(22事業)

分類	繰越事業	繰越額
通常事業 (予算成立後の事由)	公有財産管理事業(草加市役所第二庁舎外構改修工事)	4,286千円
	住民基本台帳事務(個人番号カード交付事業)	90,228千円
	住民基本台帳事務(国外転出者によるマイナンバーカード等の利用)	1,650千円
	社会福祉施設整備事業	114,699千円
国の補正予算対応 (性質上の事由)	新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策事業	461,004千円
通常事業 (予算成立後の事由)	道路整備事業(市道2008、2017、20241号線)	108,850千円
	道路整備事業(道路用地の購入)	1,514千円
	橋りょう整備事業(橋りょう定期点検委託)	15,070千円
	水辺環境整備事業	36,921千円
	排水路整備事業(A-162、D-143、E-189号水路)	96,793千円
	排水路整備事業(千疋幹線工事費負担金)	35,000千円
	排水路整備事業(移設切廻工事費負担金)	29,546千円
	コミュニティプラン策定推進事業	12,128千円
	新田駅東口土地区画整理事業	995,161千円
	都市計画街路整備事業	15,200千円
	公園広場等整備事業(花栗クローバー公園トイレ設置等工事)	6,452千円
	公園広場等整備事業(草加川柳地区広場整備工事)	14,640千円
国の補正予算対応 (性質上の事由)	公園広場等整備事業(都市公園用地(小山一丁目)の購入)	32,300千円
	情報教育環境整備事業(小学校)	110,771千円
	特色ある学校経営推進事業(小学校)	30,000千円
	情報教育環境整備事業(中学校)	52,506千円
	特色ある学校経営推進事業(中学校)	15,600千円

**第4号議案** 令和2年度草加市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

補正前の歳入・歳出予算額	50,453千円
歳入・歳出補正予算額	34,678千円
補正後の歳入・歳出予算額	85,131千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)

款	補正額	主な内容	
2 繰越金	34,678	繰越金	34,678
合計	34,678		

歳出 (千円)

款	補正額	主な内容	特定財源	
1 事業費	34,678	アコス駐車場事業		34,678
合計	34,678			

**第5号議案** 令和2年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

補正前の歳入・歳出予算額	1,092,562千円
歳入・歳出補正予算額	△ 270,000千円
補正後の歳入・歳出予算額	822,562千円

補正予算の主な内容

歳入 ※丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したもの。(千円)

款	補正額	主な内容	
5 繰入金	△ 79,700	①一般会計繰入金	△ 79,700
8 市債	△ 190,300	②土地区画整理事業債	△ 190,300
合計	△ 270,000		

歳出 (千円)

款	補正額	主な内容	特定財源	
2 事業費	△ 270,000	事業推進関連事業	①②	△ 50,000
		公共施設整備等関連事業	①②	△ 220,000
合計	△ 270,000			

・繰越明許費の設定

分類	繰越事業	繰越額
通常事業 (予算成立後の事由)	公共施設整備等関連事業	288,940千円

**第6号議案** 令和2年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

補正前の歳入・歳出予算額 22,378,276千円

歳入・歳出補正予算額 48,269千円

補正後の歳入・歳出予算額 22,426,545千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)

款	補正額	主な内容	
1 国民健康保険税	70,000	・一般被保険者国民健康保険税	70,000
7 繰入金	△ 21,731	・一般会計繰入金	△ 21,731
合計	48,269		

歳出 (千円)

款	補正額	主な内容	特定財源	
9 諸支出金	48,269	・過年度補助金返納金		48,269
合計	48,269			

**第7号議案** 令和2年度草加市立病院事業会計補正予算（第3号）

(収益的収支)

収入

支出

補正前の予算額	13,579,590千円	13,726,232千円
補正予算額	165,412千円	△ 197,799千円
補正後予算額	13,745,002千円	13,528,433千円

(資本的収支)

収入

支出

補正前の予算額	779,504千円	1,018,946千円
補正予算額	45,555千円	0千円
補正後予算額	825,059千円	1,018,946千円

第8号議案 令和3年度草加市一般会計予算

第9号議案 令和3年度草加都市計画新田西部地区画整理事業特別会計予算

第10号議案 令和3年度草加市駐車場事業特別会計予算

第11号議案 令和3年度草加都市計画事業新田駅西口土地地区画整理事業特別会計予算

第12号議案 令和3年度草加市国民健康保険特別会計予算

第13号議案 令和3年度草加市介護保険特別会計予算

第14号議案 令和3年度草加市後期高齢者医療特別会計予算

(単位 千円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額	増減率(%)	
一 般 会 計	88,958,000	86,742,000	2,216,000	2.6	
特 別 会 計	新田西部地区画整理事業	103,720	128,738	△ 25,018	△ 19.4
	駐 車 場 事 業	59,648	50,453	9,195	18.2
	新田駅西口土地地区画整理事業	1,221,067	1,092,562	128,505	11.8
	国 民 健 康 保 険	22,214,979	22,436,421	△ 221,442	△ 1.0
	介 護 保 険	17,086,080	16,548,294	537,786	3.2
	後 期 高 齢 者 医 療	2,989,329	2,978,167	11,162	0.4
	小 計	43,674,823	43,234,635	440,188	1.0
合 計	132,632,823	129,976,635	2,656,188	2.0	

第15号議案 令和3年度草加市水道事業会計予算

1 収益的収支

[単位:千円]

区分	年度	令和3年度	令和2年度	比較増減	増減率(%)	備考
営業 収 支	営業収益	4,411,666	4,416,180	△ 4,514	△ 0.1%	
	給水収益	4,004,000	4,010,600	△ 6,600	△ 0.2%	
	受託工事収益	8,188	7,929	259	3.3%	
	その他の営業収益	399,478	397,651	1,827	0.5%	
	営業費用	4,403,556	4,340,645	62,911	1.4%	
	原水及び浄水費	1,955,202	1,939,369	15,833	0.8%	
	配水及び給水費	508,161	497,048	11,113	2.2%	
	受託工事費	33,927	36,768	△ 2,841	△ 7.7%	
	業務費	303,044	302,728	316	0.1%	
	総係費	249,495	266,650	△ 17,155	△ 6.4%	
	減価償却費	1,148,576	1,144,328	4,248	0.4%	
	資産減耗費	205,101	153,704	51,397	33.4%	
	その他営業費用	50	50	0	0.0%	
	営業利益	8,110	75,535	△ 67,425	△ 89.3%	
営業収支比率	100.2%	101.7%	△ 1.5	—		
営業外・ 特別 損益	営業外収益	255,143	253,439	1,704	0.7%	
	営業外費用	66,501	121,724	△ 55,223	△ 45.4%	
	経常利益	196,752	207,250	△ 10,498	△ 5.1%	
	経常収支比率	104.4%	104.6%	△ 0.2	—	
	特別利益	3	3	0	0.0%	
	特別損失	2,098	2,048	50	2.4%	
予備費	2,000	2,000	0	0.0%		
事業収益	4,666,812	4,669,622	△ 2,810	△ 0.1%		
事業費用	4,474,155	4,466,417	7,738	0.2%		
当年度純利益	192,657	203,205	△ 10,548	△ 5.2%		

※主な項目のみ記載しています

2 資本的収支

[単位:千円]

区分	年度	令和3年度	令和2年度	比較増減	増減率(%)	備考
資本的 収 入	資本的収入	417,636	377,576	40,060	10.6%	
	企業債	220,000	0	220,000	—	
	工事負担金	197,635	377,575	△ 179,940	△ 47.7%	
	資産売却代金	1	1	0	0.0%	
資本的 支 出	資本的支出	2,469,861	1,960,459	509,402	26.0%	
	建設改良費	2,273,261	1,760,880	512,381	29.1%	
	企業債償還金	196,600	199,579	△ 2,979	△ 1.5%	
収支不足額	△ 2,052,225	△ 1,582,883	△ 469,342	29.7%		

3 業務状況

区分	年度	令和3年度	令和2年度	比較増減	備考
給水戸数 年間総給水量 一日平均給水量	給水戸数	125,800戸	125,000戸	800戸	
	年間総給水量	26,200,000m <sup>3</sup>	26,200,000m <sup>3</sup>	0	
	一日平均給水量	71,781m <sup>3</sup>	71,781m <sup>3</sup>	0	

第16号議案 令和3年度草加市立病院事業会計予算

1 収益的収支

[単位:千円]

区分	年度	令和3年度	令和2年度	比較増減	増減率	備考
医 業 収 支	医 業 収 益	11,945,187	12,032,264	△ 87,077	△0.7%	
	入 院 収 益	7,286,323	7,404,148	△ 117,825	△1.6%	R3: 79.0%、R2: 81.5%
	外 来 収 益	3,887,140	3,805,329	81,811	2.1%	
	その他医業収益	771,724	822,787	△ 51,063	△6.2%	
	医 業 費 用	13,027,186	13,101,764	△ 74,578	△0.6%	
	給 与 費	6,405,778	6,377,165	28,613	0.4%	
	材 料 費	2,985,670	3,131,481	△ 145,811	△4.7%	
	経 費	2,697,368	2,656,728	40,640	1.5%	
	減価償却費	890,202	880,473	9,729	1.1%	
	資産減耗費	14,000	13,000	1,000	7.7%	
	医 業 利 益	△ 1,081,999	△ 1,069,500	△ 12,499	△1.2%	
	医業収支比率	91.7%	91.8%	△0.1%	-	
医 業 外 ・ 特 損 益	医 業 外 収 益	1,289,463	1,401,009	△ 111,546	△8.0%	
	医 業 外 費 用	481,107	615,774	△ 134,667	△21.9%	
	経 常 利 益	△ 273,643	△ 284,265	10,622	3.7%	
	経常収支比率	98.0%	97.9%	0.1%	-	
	特 別 利 益	2,100	2,100	0	0.0%	
	特 別 損 失	6,460	3,100	3,360	108.4%	
	予 備 費	2,000	2,000	0	0.0%	
事 業 収 益	13,236,750	13,435,373	△ 198,623	△1.5%		
事 業 費 用	13,516,753	13,722,638	△ 205,885	△1.5%		
当 年 度 純 利 益	△ 280,003	△ 287,265	7,262	2.5%		
総 収 支 比 率	97.9%	97.9%	0.0%	0.0%		

※ 主な項目のみ記載しています。

2 資本的収支

[単位:千円]

区分	年度	令和3年度	令和2年度	比較増減	増減率	備考
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	500,300	565,465	△ 65,165	△11.5%	
	企 業 債	0	0	0	-	
	負 担 金	500,000	565,365	△ 65,365	△11.6%	
	国・県補助金	200	0	200	-	
	固定資産売却代金	100	100	0	0.0%	
資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1,208,494	1,014,284	194,210	19.1%	
	病院改築工事費	135,300	82,500	52,800	64.0%	
	固定資産購入費	524,416	388,351	136,065	35.0%	
	企業債償還金	546,258	537,433	8,825	1.6%	
	修学資金貸付金(投資)	2,520	6,000	△ 3,480	△58.0%	
収 支 不 足 額	△ 708,194	△ 448,819	△ 259,375	57.8%		

3 繰入金

[単位:千円]

区分	年度	令和3年度	令和2年度	比較増減	増減率	備考
繰 入 金	収益的収入(3条分)	1,300,000	1,434,635	△ 134,635	△9.4%	いずれも全額基準内繰入金
	資本的収入(4条分)	500,000	565,365	△ 65,365	△11.6%	同上
繰入金合計		1,800,000	2,000,000	△ 200,000	△10.0%	

## 4 業務状況

区分	年度	令和3年度	令和2年度	比較増減	備 考
入院	病床利用率	79.0%	81.5%	△2.5%	
	入院延患者数	109,570人	113,040人	△ 3,470人	R3年度:365日、R2年度:365日
	一日平均	300人	310人	△ 10人	
	診療単価	66,500円	65,500円	1,000円	
外来	外来延患者数	213,590人	219,950人	△ 6,360人	R3年度:265日、R2年度:265日
	一日平均	806人	830人	△ 24人	
	診療単価	18,200円	17,300円	900円	

## 第17号議案 令和3年度草加市公共下水道事業会計予算

## 1 収益的収支

[単位:千円]

区分	年度	令和3年度	令和2年度	比較増減	増減率	備 考
営業 収 支	<b>営業収益</b>	<b>3,210,897</b>	<b>3,148,725</b>	<b>62,172</b>	<b>2.0%</b>	
	下水道使用料	2,702,945	2,702,945	0	0.0%	
	他会計負担金	507,621	445,199	62,422	14.0%	
	その他営業収益	331	581	△ 250	△ 43.0%	
	<b>営業費用</b>	<b>5,307,852</b>	<b>5,181,405</b>	<b>126,447</b>	<b>2.4%</b>	
	污水管渠費	215,455	211,286	4,169	2.0%	
	雨水管渠費	38,676	43,461	△ 4,785	△ 11.0%	
	雨水ポンプ場費	102,138	90,341	11,797	13.1%	
	水質規制費	7,236	6,511	725	11.1%	
	業務費	213,928	198,786	15,142	7.6%	
	総係費	184,297	180,964	3,333	1.8%	
	減価償却費	3,339,337	3,287,225	52,112	1.6%	
	資産減耗費	82,785	38,831	43,954	113.2%	
	流域下水道維持管理負担金	1,124,000	1,124,000	0	0.0%	
<b>営業利益</b>	<b>△ 2,096,955</b>	<b>△ 2,032,680</b>	<b>△ 64,275</b>	<b>△ 3.2%</b>		
<b>営業収支比率</b>	<b>60.5%</b>	<b>60.8%</b>	<b>△ 0.3</b>	<b>-</b>		
営業外・ 特別 損益	営業外収益	2,772,389	2,853,599	△ 81,210	△ 2.8%	
	営業外費用	656,377	732,562	△ 76,185	△ 10.4%	
	経常利益	19,057	88,357	△ 69,300	△ 78.4%	
	<b>経常収支比率</b>	<b>100.3%</b>	<b>101.5%</b>	<b>△ 1.2</b>	<b>-</b>	
	特別利益	3	3	0	0.0%	
	特別損失	483	130,701	△ 130,218	△ 99.6%	
予備費	500	500	0	0.0%		
事業収益		5,983,289	6,002,327	△ 19,038	△ 0.3%	
事業費用		5,965,212	6,045,168	△ 79,956	△ 1.3%	
当年度純利益(収益的収支差引)		18,077	△ 42,841	60,918	142.2%	

※ 主な項目のみ記載しています。



## 2 資本の収支

[単位:千円]

区分	年度	令和3年度	令和2年度	比較増減	増減率	備考
資本の収入		<b>3,094,913</b>	<b>3,059,185</b>	<b>35,728</b>	<b>1.2%</b>	
受益者負担金		10,666	11,841	△ 1,175	△ 9.9%	
工事負担金		78,650	48,400	30,250	62.5%	
他会計負担金		64,419	172,618	△ 108,199	△ 62.7%	
補助金		686,623	706,224	△ 19,601	△ 2.8%	
企業債		1,035,000	1,085,100	△ 50,100	△ 4.6%	
長期貸付金返還金		5	5	0	0.0%	
出資金		1,219,550	1,034,997	184,553	17.8%	
資本の支出		<b>4,544,790</b>	<b>4,695,573</b>	<b>△ 150,783</b>	<b>△ 3.2%</b>	
建設改良費		1,404,631	1,554,495	△ 149,864	△ 9.6%	
企業債償還金		3,139,759	3,140,678	△ 919	△ 0.0%	
長期貸付金		400	400	0	0.0%	
収支不足額		<b>△ 1,449,877</b>	<b>△ 1,636,388</b>	<b>186,511</b>	<b>△ 11.4%</b>	

## 3 繰入金

[単位:千円]

区分	年度	令和3年度	令和2年度	比較増減	増減率	備考
繰入金	収益の収入(3条分)	1,421,958	1,540,061	△ 118,103	△ 7.7%	
	資本の収入(4条分)	1,868,042	1,799,939	68,103	3.8%	
繰入金合計		<b>3,290,000</b>	<b>3,340,000</b>	<b>△ 50,000</b>	<b>△ 1.5%</b>	

## 4 業務状況

区分	年度	令和3年度	令和2年度	比較増減	備考
水洗化世帯数		111,000世帯	110,000世帯	1,000世帯	
総汚水量		28,100,000m <sup>3</sup>	28,100,000m <sup>3</sup>	0	
有収水量		24,800,000m <sup>3</sup>	24,800,000m <sup>3</sup>	0	

**第18号議案** 草加市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について【職員課】

1 目的

会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任用方法等に応じた方法で実施することを可能とするものです。

2 内容

改正前	→	改正後
<p>任用の都度、サービスの宣誓(宣誓書に署名)を行います。(全職員が対象)</p>		<p>会計年度任用職員のサービスの宣誓については、別段の定めをすることができるものとします。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>【別段の定め例】</b></p> <p>同一の職員につき再度の任用を行った場合には、先の任用に際して行ったサービスの宣誓をもって、再度のサービスの宣誓(宣誓書の署名)を省略することができるものとするなど</p> </div>

3 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

**第19号議案** 草加市職員の特殊勤務手当に関する条例及び草加市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について【職員課・保険年金課】

1 目的及び内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正等に伴い、これらの法令を引用していた関係条例中「新型コロナウイルス感染症」の定義を次のとおり整えます。

新型コロナウイルス感染症：

「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」と定義します。

3 施行期日

公布の日から施行します。

**第20号議案** 草加市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について【財政課】

1 目的

平成30年3月31日をもって廃止した草加市交通災害共済事業の経過措置期間に係る事務の終了により、草加市交通災害共済事業特別会計を廃止するものです。

2 内容

【草加市特別会計条例により設置している特別会計】

改正前	→	改正後
① 草加市交通災害共済事業特別会計		⇒ <u>廃止</u>
② 草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計		① 草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計
③ 草加市駐車場事業特別会計		② 草加市駐車場事業特別会計
④ 草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計		③ 草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計

3 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

**第21号議案** 草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について【建築安全課】

1 目的

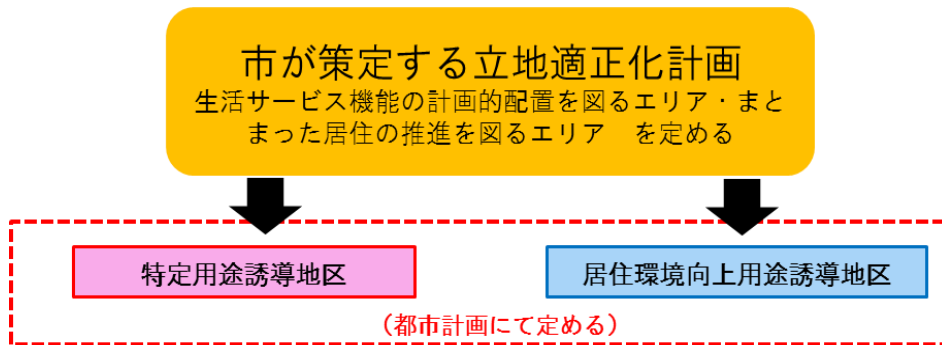
建築基準法の一部改正に伴い、居住環境向上用途誘導地区内及び特定用途誘導地区内における建築物の特例許可の申請に対する審査手数料を新設するとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定申請、建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請等に対する審査手数料の一部を見直すものです。

2 内容

(1) 居住環境向上用途誘導地区（※）内及び特定用途誘導地区（※）内における建築物の特例許可の申請に対する審査手数料の新設

区分	手数料
居住環境向上用途誘導地区内の建築物の特例の許可の申請に対する審査（ <b>新設</b> ） ※建蔽率・壁面の位置の特例及び高さに関する特例	各160,000円
特定用途誘導地区内における建築物の特例の許可の申請に対する審査（ <b>新設</b> ） ※容積率・建築面積の特例及び高さに関する特例	各160,000円

(※) 居住環境向上用途誘導地区・特定用途誘導地区



**居住環境向上用途誘導地区**：都市の居住者の日常生活に必要な施設（地域住民を対象とした比較的小規模な病院、診療所、スーパーマーケットなど）で居住環境の向上に資する建築物を誘導する地域

**特定用途誘導地区**：当該地域内に誘導すべき施設（生活サービス機能を担う比較的大規模な施設）を定め、その施設に限定して容積率等の基準を緩和し、誘導する施設の整備を促進する地域

(2) 低炭素建築物新築等計画の認定申請等に対する審査手数料等の見直し

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正により、省エネルギー基準への適合義務について、これまでの2,000㎡以上の非住宅建築物から、300㎡以上の非住宅建築物へと対象面積が拡大されたため、関連する各審査手数料(※)の面積300㎡以上～2,000㎡未満の区分を次のとおり2つの区分に分割し、各審査手数料を見直します。

(※) 低炭素建築物新築等計画の認定申請等に対する審査手数料、建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請等に対する審査手数料並びに建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請及び建築物エネルギー消費性能に係る認定申請等に対する審査手数料

建築物の床面積等の区分	改正前	改正後
	300㎡以上～2,000㎡未満	300㎡以上～1,000㎡未満 1,000㎡以上～2,000㎡未満

【主な審査手数料の改正（抜粋）】

○低炭素建築物新築等計画の認定申請審査手数料（変更後）

表 1

住宅の種類・戸数		認定申請審査手数料	
		適合証あり	適合証なし
住宅用途を含む 建築物の住戸部分 ・住戸認定 ・住棟認定 ・複合建築物認定 (住戸部分のみ)	一戸(戸建てを含む)	5,000円	38,000円
	1戸を超え5戸以内	10,000円	66,000円
	5戸を超え10戸以内	18,000円	96,000円
	10戸を超え25戸以内	31,000円	140,000円
	25戸を超え50戸以内	52,000円	203,000円
	50戸を超え100戸以内	94,000円	301,000円
	100戸を超え200戸以内	149,000円	411,000円
	200戸を超え300戸以内	188,000円	539,000円
300戸を超え	201,000円	633,000円	

※表 1 には変更はありません。

表2(適合証あり)

建築物の種類・床面積	変更手数料
住宅用途を含む建築物 (住戸部分を除く。) 及び非住宅建築物 ・住棟認定 ・複合建築物認定 (住戸部分を除く。) ・非住宅建築物認定	300㎡以内 10,000円
	300㎡を超え 1,000㎡以内 19,000円
	1,000㎡を超え 2,000㎡以内 31,000円
	2,000㎡を超え 5,000㎡以内 94,000円
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内 149,000円
	10,000㎡を超え 25,000㎡以内 188,000円
	25,000㎡を超え 235,000円

表3(適合証なし)

建築物の種類・床面積	認定手数料
共同住宅の共用部分 ・住棟認定 ・複合建築物認定	300㎡以内 111,000円
	300㎡を超え 1,000㎡以内 145,000円
	1,000㎡を超え 2,000㎡以内 192,000円
	2,000㎡を超え 5,000㎡以内 303,000円
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内 394,000円
	10,000㎡を超え 25,000㎡以内 474,000円
	25,000㎡を超え 553,000円

表4(適合証なし)

建築物の種類・床面積	変更手数料
住宅用途を含む建築物 (住戸部分を除く。) 及び非住宅建築物 ・住棟認定 ・複合建築物認定 (住戸部分を除く。) ・非住宅建築物認定	300㎡以内 250,000円
	300㎡を超え 1,000㎡以内 317,000円
	1,000㎡を超え 2,000㎡以内 412,000円
	2,000㎡を超え 5,000㎡以内 591,000円
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内 731,000円
	10,000㎡を超え 25,000㎡以内 867,000円
	25,000㎡を超え 989,000円

表5(モデル建物法によって基準への適合を確認した場合)

建築物の種類・床面積	変更手数料
モデル建物法により 評価した場合	300㎡以内 91,000円
	300㎡を超え 1,000㎡以内 118,000円
住宅用途を含む建築物 (住戸部分を除く。) 及び非住宅建築物 ・住棟認定 ・複合建築物認定 (住戸部分を除く。) ・非住宅建築物認定	1,000㎡を超え 2,000㎡以内 158,000円
	2,000㎡を超え 5,000㎡以内 259,000円
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内 343,000円
	10,000㎡を超え 25,000㎡以内 414,000円
	25,000㎡を超え 486,000円

※前ページの表の参考 変更前の審査手数料（囲み部分）

- 表 2 : 300㎡を超え2,000㎡以内 31,000円
- 表 3 : 300㎡を超え2,000㎡以内 192,000円
- 表 4 : 300㎡を超え2,000㎡以内 412,000円
- 表 5 : 300㎡を超え2,000㎡以内 158,000円

○建築物エネルギー消費性能適合性判定審査手数料(変更前)

建物用途	床面積等	消費性能向上計画の認定を受けた複数建築物のうち他の建築物	標準計算 (標準入力法)	簡易計算 (モデル建物法)
建築物	~300㎡未満	11,000円	267,000円	102,000円
	300㎡以上 ~2,000㎡未満	31,000円	432,000円	171,000円
	2,000㎡以上 ~5,000㎡未満	94,000円	616,000円	277,000円
	5,000㎡以上 ~10,000㎡未満	149,000円	759,000円	362,000円
	10,000㎡以上 ~25,000㎡未満	188,000円	898,000円	435,000円
	25,000㎡以上	235,000円	1,024,000円	510,000円



○建築物エネルギー消費性能適合性判定審査手数料(変更後)

建物用途	床面積等	消費性能向上計画の認定を受けた複数建築物のうち他の建築物	標準計算 (標準入力法)	簡易計算 (モデル建物法)
建築物	~300㎡未満	11,000円	267,000円	102,000円
	300㎡以上 ~1,000㎡未満	19,000円	334,000円	130,000円
	1,000㎡以上 ~2,000㎡未満	31,000円	432,000円	171,000円
	2,000㎡以上 ~5,000㎡未満	94,000円	616,000円	277,000円
	5,000㎡以上 ~10,000㎡未満	149,000円	759,000円	362,000円
	10,000㎡以上 ~25,000㎡未満	188,000円	898,000円	435,000円
	25,000㎡以上	235,000円	1,024,000円	510,000円

3 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

<影響等>

(1)について

市の立地適正化計画は、今後策定予定であり、現在は、都市計画において特定用途誘

導地区・居住環境向上用途誘導地区は定められておりません。

## (2)について

低炭素建築物新築等計画の認定申請（住宅）に係る実績：

平成29年度30件、平成30年度4件、令和元年度6件、令和2年度（令和3年1月現在）25件

建築物エネルギー消費性能適合性判定並びに建築物エネルギー消費性能向上計画認定及び建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請実績：

現在のところ、実績、事前相談等はありません。

## 第22号議案 草加市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【子ども育成課】

### 1 目的

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める省令の一部改正に鑑み、放課後児童支援員認定資格研修（※）の実施主体を追加するものです。

### 2 内容

放課後児童支援員認定資格研修の実施主体に「中核市の長」を追加します。

	改正前	改正後
放課後児童支援員認定 資格研修実施主体	都道府県知事・ 政令指定都市の長	都道府県知事・政令指定都市 の長・ <u>中核市の長</u>

### (※) 放課後児童支援員認定資格研修

放課後児童支援員は、放課後児童健全育成事業者が配置しなければならない放課後児童クラブの従事者で、厚生労働省令に鑑み市町村が条例で定める資格要件のいずれかを満たし、研修を修了したものでなければならず、放課後児童支援員認定資格研修とは、その研修のことをいいます。

### 3 施行期日

公布の日から施行します。

### <影響等>

厚生労働省令の改正によって中核市が自市でも研修を開催できるようになり、その研修の修了者が放課後児童支援員の要件を満たすこととなりますが、現在のところ、県内中核市における研修開催予定はありません。

**第23号議案** 草加市子ども医療費支給に関する条例及び草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について【子育て支援課・保険年金課】

1 目的

健康保険法等の一部改正に伴い、子ども医療費及び重度心身障害者医療費に係る医療保険等の被保険者資格の確認方法を見直すものです。

2 内容

医療保険制度においてマイナンバーカードによる電子資格確認が法定化されたことから、被保険者資格の確認方法を次のように見直します。（マイナンバーカードを健康保険証として利用している場合は、オンラインでの資格確認が行えるようになります。）

	改正前	➔	改正後
医療を受けようとする場合の医療保険等の被保険者等の資格確認方法	被保険者証、組合員証、加入者証の提出		医療保険等の被保険者等であることの確認を受ける（医療保険各法の規定による <u>電子資格確認</u> 又は被保険者証等の提出による確認）

3 施行期日

公布の日から施行します。

**第24号議案** 草加市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について【長寿支援課】

1 目的

高齢化の進展、平均寿命の延伸等の状況に鑑み、敬老祝金の支給対象年齢を見直すものです。

2 内容

日本社会における高齢化が進展し、平均寿命が80歳を超えている状況を受け、長寿を祝福する敬老祝金の目的などから、満77歳を支給対象から除きます。

【敬老祝金の支給内容】

改正前		➔	改正後	
満77歳	20,000円			
満88歳	30,000円	満88歳		
満99歳	50,000円	満99歳	50,000円	

3 施行期日

令和3年4月1日から施行します。



## <影響等>

満77歳敬老祝金

令和2年度支給実績（見込み） 対象者：3,003人 金額：60,060,000円

令和3年度見込み 対象者：3,218人 金額：64,360,000円（廃止により市の支出減）

## 第25号議案 草加市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について【介護保険課】

### 1 目的

介護保険法施行令の一部改正等に伴い、介護保険料段階の判定に用いる合計所得金額に係る控除及び基準所得金額の見直し等を行うとともに、第8期草加市介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料率の改定等を行うものです。

### 2 内容

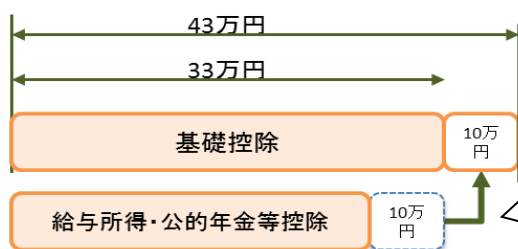
#### (1) 介護保険料段階の判定に用いる合計所得金額に係る控除の見直し

租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を保険料段階の判定に用いていますが、税制改正により新たに追加された低未利用土地の長期譲渡所得に係る特別控除額をこれに追加します。

#### (2) 介護保険料段階の判定に用いる合計所得金額の計算方法の見直し

個人所得課税制度において、給与所得控除等の一部が基礎控除に振り替えられた（基礎控除額33万円→43万円）ことに伴い、介護保険料の区分の算定には、給与所得又は公的年金等に係る所得を有する第一号被保険者の合計所得金額から10万円を控除して得た額を用いることとします。

#### 【考え方のイメージ】



税制改正により、個人所得課税が見直され、給与・年金収入のある者に適用される給与所得・公的年金等控除のうち10万円分が全ての者に適用される基礎控除に振り替えられました。

#### (3) 基準所得金額の見直し

介護保険料を区分する基準所得金額の一部を次のように改めます。

	【現 行】	【改正後】
第7段階と第8段階を区分する基準所得金額	2,000,000円	→ <u>2,100,000円</u>
第8段階と第9段階を区分する基準所得金額	3,000,000円	→ <u>3,200,000円</u>

【対象者】 ※下線太字部分が今回の改正箇所

所得段階	対象者
第1段階	・生活保護受給者 ・住民税非課税世帯で合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下
第2段階	住民税非課税世帯で合計所得と課税年金収入の合計が80万円超120万円以下
第3段階	住民税非課税世帯で合計所得と課税年金収入の合計が120万円超
第4段階	本人が住民税非課税で合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下 (世帯に住民税課税者がいる場合)
第5段階	本人が住民税非課税で合計所得と課税年金収入の合計が80万円超 (世帯に住民税課税者がいる場合)
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額120万円未満
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額120万円以上 <u>210万円</u> 未満
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額 <u>210万円</u> 以上 <u>320万円</u> 未満
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額 <u>320万円</u> 以上400万円未満
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額400万円以上500万円未満
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額500万円以上

(4) 第8期計画年度に係る介護保険料率の改定

第8期草加市介護保険事業計画の策定に伴い、令和3年度から令和5年度までに適用される介護保険料率の基準となる介護保険料（第5段階）を59,650円から64,800円に改定（改定率8.63%）し、保険料率を次のとおりとします。

【保険料率】

第7期基準月額：4,971円 ⇒ 第8期基準月額：5,400円

(円)

所得段階	算定	改正前（第7期）	改正後（第8期）
第1段階 (特例)	基準額×0.5	29,820	32,400
	基準額×0.3	17,890	19,440
第2段階 (特例)	基準額×0.67	39,960	43,410
	基準額×0.42	25,050	27,210
第3段階 (特例)	基準額×0.75	44,730	48,600
	基準額×0.7	41,750	45,360
第4段階	基準額×0.87	51,890	56,370
第5段階	<b>基準額</b>	<b>59,650</b>	<b>64,800</b>

第6段階	基準額×1.2	71,580	77,760
第7段階	基準額×1.3	77,540	84,240
第8段階	基準額×1.5	89,470	97,200
第9段階	基準額×1.7	101,400	110,160
第10段階	基準額×1.85	110,350	119,880
第11段階	基準額×2.0	119,300	129,600

・算定方法に変更はありません。

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

#### (2) 経過措置

改正後の当該条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、従前の例によるものとします。

## 第26号議案 草加市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について【介護保険課】

### 1 目的

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める省令の一部改正に鑑み、指定居宅介護支援等の事業における利用者の虐待の防止、感染症対策、感染症発生時等の指定居宅介護支援の継続的实施等に係る基準を新たに定めるものです。

### 2 内容

改正後の基準に次の内容を盛り込みます。

- ① 虐待防止に関する取組を義務付け（3年間の経過措置あり）（**新設**）
- ② データを活用したケアプラン作成、事務所内におけるPDCAサイクルの実施等による提供サービスの質の向上（**新設**）
- ③ 作成したケアプランにおける各サービス割合、同一事業者から提供されるサービス割合に係る利用者への説明・同意（**見直し**）
- ④ テレビ電話等を活用した指定居宅介護支援事業者の会議等の実施（**見直し**）
- ⑤ 介護の認定区分による支給限度額に対して利用割合が高く、かつ、訪問介護が大部分を占める等のケアプランに対し、必要理由の記載・市町村への届出の義務付け（**新設**）
- ⑥ ハラスメント対策措置の義務付け（**新設**）
- ⑦ 感染症、災害発生時等における業務継続計画の策定の義務付け（3年間の経過措置あり）（**新設**）

過措置あり) (新設)

- ⑧ 感染症に関する取組の実施を義務付け(3年間の経過措置あり) (新設)
- ⑨ 運営規定等の重要事項について掲示に限定せず閲覧可能な形での設置(新設)
- ⑩ 業務上の諸記録の作成、保存等の電磁的記録による対応(新設)
- ⑪ ケアプラン・重要事項説明等に係る書面説明等について、書面に代わる電磁的方法による対応(新設)

### 3 施行期日

令和3年4月1日から施行します。ただし、上記⑤に係る規定は、同年10月1日から施行します。

#### <影響等>

当該基準の対象となっている市内の指定居宅介護支援事業所：全43事業所

#### 【参考】居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、介護保険制度において、居宅の要介護者が適切に介護サービスを利用できるよう、利用者の依頼のもと、介護支援専門員(ケアマネジャー)がケアプラン(居宅介護サービス計画)を作成し、サービス提供事業者との連絡・調整を行うもの。

介護予防支援は、要支援者が適切に介護予防サービスを利用できるよう、介護予防サービス計画を作成し、サービス提供事業者との連絡・調整を行うもの。

居宅介護支援：介護認定要介護1～5の人が対象

介護予防支援：介護認定要支援1・2の人が対象

## 第27号議案 草加市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について【長寿支援課】

### 1 目的

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める省令の一部改正に鑑み、指定介護予防支援等の事業における利用者の虐待の防止、感染症対策、感染症発生時等の指定介護予防支援の継続的实施等に係る基準を新たに定めるものです。

### 2 内容

改正後の基準に次の内容を盛り込みます。

- ① 虐待防止に関する取組を義務付け（3年間の経過措置あり）（新設）
- ② データを活用したケアプラン作成、事務所内におけるP D C Aサイクルの実施等による提供サービスの質の向上（新設）
- ③ テレビ電話等を活用したサービス担当者会議の実施（見直し）
- ④ ハラスメント対策措置の義務付け（新設）
- ⑤ 感染症、災害発生時等における業務継続計画の策定の義務付け（3年間の経過措置あり）（新設）
- ⑥ 感染症に関する取組の実施を義務付け（3年間の経過措置あり）（新設）
- ⑦ 運営規定等の重要事項について掲示に限定せず閲覧可能な形での設置（新設）
- ⑧ 業務上の諸記録の作成、保存等の電磁的記録による対応（新設）
- ⑨ ケアプラン・重要事項説明等に係る書面説明等について、書面に代わる電磁的方法による対応（新設）

### 3 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

#### <影響等>

当該基準の対象となっている市内の指定介護予防支援事業所：全8事業所

## 第28号議案 草加市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について【長寿支援課】

### 1 目的

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める省令の一部改正に鑑み、指定地域密着型サービスの事業における認知症への対応の強化、利用者の虐待防止、感染症対策、感染症発生時等の指定地域密着型サービスの継続的实施等に係る基準を新たに定めるものです。

### 2 内容

改正後の基準に主に次の内容を盛り込みます。

- ① 医療・福祉関係の資格を有しないスタッフに対する認知症介護基礎研修の受講の義務付け（3年間の経過措置あり）（新設）
- ② サテライト型認知症対応型共同生活介護の新設（新設）
- ③ 虐待防止に関する取組を義務付け（3年間の経過措置あり）（新設）
- ④ データを活用したケアプラン作成、事務所内におけるP D C Aサイクルの実施等による提供サービスの質の向上（新設）

- ⑤ テレビ電話等を活用したサービス担当者会議の実施（見直し）
- ⑥ ハラスメント対策措置の義務付け（新設）
- ⑦ 感染症、災害発生時等における業務継続計画の策定の義務付け（3年間の経過措置あり）（新設）
- ⑧ 感染症に関する取組の実施を義務付け（3年間の経過措置あり）（新設）
- ⑨ 運営規定等の重要事項について掲示に限定せず閲覧可能な形での設置（新設）
- ⑩ 業務上の諸記録の作成、保存等の電磁的記録による対応（新設）
- ⑪ ケアプラン・重要事項説明等に係る書面説明等について、書面に代わる電磁的方法による対応（新設）

### 3 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

#### <影響等>

当該基準の対象となっている市内の地域密着型サービス事業所：全40事業所

#### 【参考】地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

介護保険制度において、住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた体制で提供されるサービス。利用者は市区町村の住民に限定され、市区町村が事業者の指定・監督を行います。

地域密着型サービス：介護認定要介護1～5の人が対象

地域密着型介護予防サービス：介護認定要支援1・2の人が対象

**第29号議案** 草加市地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について【長寿支援課】

#### 1 目的

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める省令の一部改正に鑑み、指定地域密着型介護予防サービスの事業における認知症への対応の強化、利用者の虐待防止、感染症対策、感染症発生時等の指定地域密着型介護予防サービスの継続的实施等に係る基準を新たに定めるものです。

## 2 内容

改正後の基準に主に次の内容を盛り込みます。

- ① 医療・福祉関係の資格を有しないスタッフに対する認知症介護基礎研修の受講の義務付け（3年間の経過措置あり）（新設）
- ② サテライト型認知症対応型共同生活介護の新設（新設）
- ③ 虐待防止に関する取組を義務付け（3年間の経過措置あり）（新設）
- ④ データを活用したケアプラン作成、事務所内におけるPDCAサイクルの実施等による提供サービスの質の向上（新設）
- ⑤ テレビ電話等を活用したサービス担当者会議の実施（見直し）
- ⑥ ハラスメント対策措置の義務付け（新設）
- ⑦ 感染症、災害発生時等における業務継続計画の策定の義務付け（3年間の経過措置あり）（新設）
- ⑧ 感染症に関する取組の実施を義務付け（3年間の経過措置あり）（新設）
- ⑨ 運営規定等の重要事項について掲示に限定せず閲覧可能な形での設置（新設）
- ⑩ 業務上の諸記録の作成、保存等の電磁的記録による対応（新設）
- ⑪ ケアプラン・重要事項説明等に係る書面説明等について、書面に代わる電磁的方法による対応（新設）

## 3 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

### <影響等>

当該基準の対象となっている市内の地域密着型介護予防サービス事業所：全19事業所

### **第30号議案** 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて【職員課】

令和3年3月31日をもって任期満了となる教育委員会教育長の後任として、新たに教育委員会教育長に山本好一郎やまもとこういちろう氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

### **第31号議案** 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて【職員課】

教育委員会委員山本好一郎氏の辞職に伴い、新たに教育委員会委員に峰崎隆司みねざきたかし氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

### **第32号議案** 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて【職員課】

公平委員会委員<sup>きむらひろゆき</sup>木村博行氏は、令和3年5月5日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を公平委員会委員に選任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めます。

## **報告**

### **第1号報告** 専決処分の報告について（市の管理瑕疵による事故の損害賠償）

#### 1 事故の概要

令和2年9月28日午前11時10分頃、草加市長栄一丁目767番地の草加市立新田中学校において、体育の授業中に生徒が打ったソフトボールが校庭の防球ネットを越え、同校敷地内に駐車中の自動車に当たり、車両を損傷したものです。

#### 2 損害賠償の額

130,823円

（物件損害賠償・全国市長会学校災害賠償補償保険により全額補填）

#### 3 専決処分日

令和2年12月14日

### **第2号報告** 専決処分の報告について（市の管理瑕疵による事故の損害賠償）

#### 1 事故の概要

令和2年12月9日午後0時30分頃、草加市清門三丁目37番地1の草加市立清門小学校において、学校調理士が学校給食業務のため段ボールを運搬用の台車に積載して運搬中、同校敷地内に駐車中の自動車の付近を通行しようとした際、積載した段ボールのバランスが崩れて落下した反動で台車が同自動車に当たり、車両を損傷したものです。

#### 2 損害賠償の額

110,874円

（物件損害賠償・全国市長会学校災害賠償補償保険により全額補填）

#### 3 専決処分日

令和3年1月20日

### **第3号報告** 令和3年度草加市土地開発公社事業計画書及び予算書の提出について

### **第4号報告** 令和3年度公益財団法人草加市スポーツ協会事業計画書の提出について

### **第5号報告** 令和3年度公益財団法人草加市文化協会事業計画書の提出について